

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	排水設備設置義務の免除に係る許可
根 拠 法 令 名	下水道法(昭和33年法律第79号)
条 項	第10条第1項
所 管 課	給排水設備課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。	